

建築士事務所の開設者、管理建築士の皆様へ

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の
積極的な受講について

埼玉県都市整備部建築安全課長

建築士事務所の開設者及び管理建築士は、建築士法第24条に基づく建築士事務所の管理や同法第24条の7に基づく建築主に対する契約に関する重要事項の説明などを適切に行うことが強く求められています。

そのため、埼玉県知事の登録を受けた建築士事務所の開設者及び管理建築士の皆様におかれましては、（一社）埼玉県建築士事務所協会及び（一社）日本建築士事務所協会連合会が主催する「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を積極的に受講していただきますようお願いいたします。

なお、この研修は、建築士法第27条の2第7項に基づき、建築士事務所協会及び日本建築士事務所協会連合会が、建築士事務所の業務の適正化を図るために実施しているものです。